

# 長野市若穂多目的広場の指定管理者による管理に関する仕様書

長野市若穂多目的広場（以下「多目的広場」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書によるものとする。

## （運営方針）

- 1 指定管理者は、多目的広場を管理運営するに当たり、関係法令、長野市若穂多目的広場の設置及び管理に関する条例及び長野市若穂多目的広場の設置及び管理に関する条例施行規則等を遵守し、特に以下に掲げる項目に沿ってその管理運営を行うこととする。
  - （１）多目的広場は、グライダーの運航及び各種行事の用に供し、航空スポーツの育成及び市民の文化の交流に資するため設置された施設であるので、常にその施設機能を十分に発揮するよう努めるものとする。
  - （２）公の施設であることを念頭に置き、公平な運営を行うこと。
  - （３）個人情報の適切な管理を行うこと。
  - （４）利用者の意見、要望等を管理運営に反映させること。
  - （５）施設のPR等に努めること。

## （施設概要）

### 2 多目的広場の概要

- （１）名 称 長野市若穂多目的広場
- （２）所 在 地 長野市若穂綿内9587番地先
- （３）面 積 敷地面積 111, 250㎡
- （４）施設内容 多目的広場（グライダー練習場）
- （５）施設の現行の開設期間及び時間
  - ア 開設期間：天候等の悪い時を除き、通年開設
  - イ 使用時間：日出から日入まで
- （６）施設使用料 無 料

## （業務内容）

### 3 多目的広場の施設及び設備の維持管理に関する業務

- （１）日常清掃
- （２）定期清掃（除草等定期的に必要な清掃業務）
- （３）備品の管理
- （４）その他多目的広場の施設及び設備の維持管理に関する業務

### 4 多目的広場の運営に関する業務

- （１）多目的広場の使用の許可、不許可、許可の取消しなどに関する業務
  - ア 施設使用申請の受付
  - イ 使用の許可、不許可、許可の取消し等
  - ウ その他使用許可等に必要な業務

(2) 月報の報告

毎月の利用状況等を取りまとめ、翌月20日までに報告すること。

5 管理執行体制

施設も管理運営を行なう上で必要な人員を配置すること。

(安全対策)

6 多目的広場の管理運営に当たり以下の安全対策を講じるものとする。

- (1) 多目的広場の施設の安全管理には万全を期し、特にグライダー練習として使用している場合については、その管理及び運航責任と自負を持って任務遂行に努めなくてはならない。
- (2) 常に万全を期し、万一非常事態（地震・火災・洪水等）が発生したときは、第一に利用者の安全を確保するとともに、早急なる事態の收拾を図るものとする。
- (3) グライダー練習として使用する場合は、グライダーの保守並びに定期点検等（法定点検を含む。）の安全点検、グライダー運航に係る資格審査を確実に実施し、関係法令に従い、利用者の安全に期するものとする。

(保険)

7 長野市及び指定管理者が付保する保険は次のとおりとする。

長野市	市民総合賠償補償保険
指定管理者	第三者賠償責任保険
	搭乗者（パイロット）保険

(委任業務)

8 多目的広場の管理運営上専門的な技術及び技術に要する業務で、市長が特に承認した業務については、第三者に委託できるものとする。

(協議)

9 この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、市と指定管理者が協議して定めるものとする。